

西原町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

第1 行動計画策定の背景

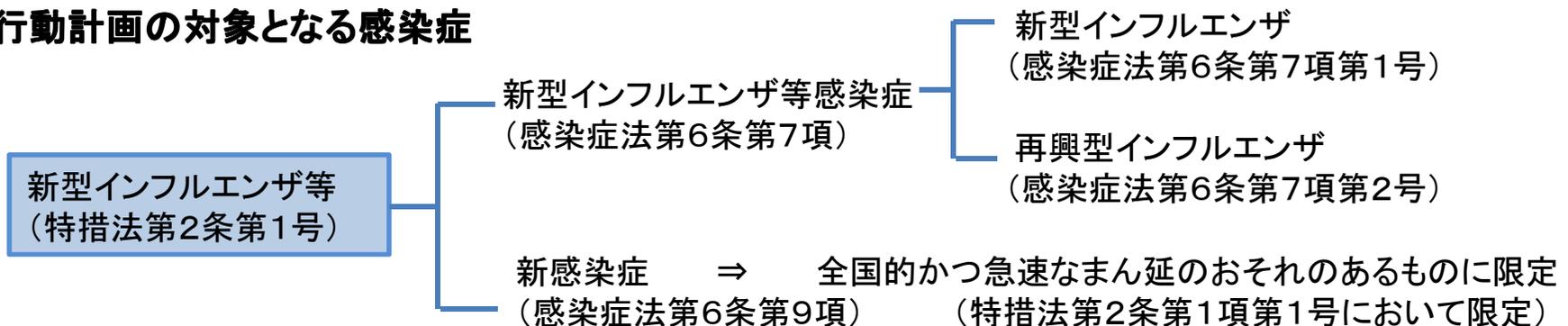
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景

- 新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症)はほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念される。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合には、国家の危機管理として対応していくため、平成25年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が施行された。

2 西原町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

- 特措法第8条の規定に基づき策定。新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や町が実施する措置等を示しています。

3 行動計画の対象となる感染症



※感染症法:感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律

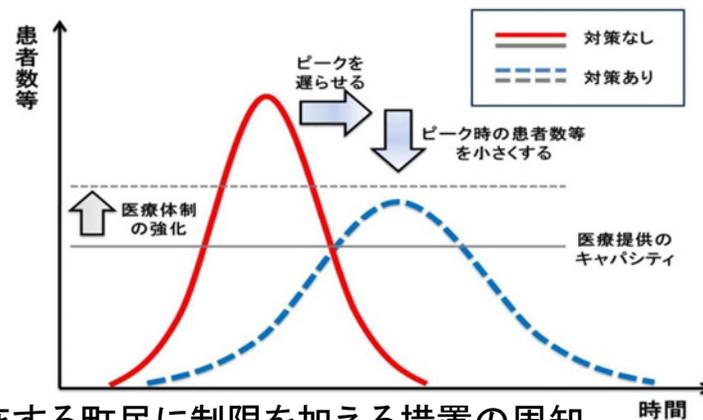
第2 対策の実施に関する基本的な方針

1 対策の目的

- (1) 感染を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

2 対策実施上の留意点

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本的人権の尊重 (2) 危機管理としての特措法の性格 (3) 関係機関相互の連携協力の確保 (4) 記録の作成・保存 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的人権を尊重し、県が実施する町民に制限を加える措置の周知。 ・ 緊急事態措置はどのような場合にも講じるものではない。 ・ 政府対策本部・県対策本部と相互に緊密な連携を図る。 ・ 町対策本部における対策の記録の作成・保存・公表。 |
|--|--|



3 対策推進のための役割分担

【県の役割】

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、地域医療体制の確保・まん延防止のための的確な対応を行なう。

【町の役割】

住民に対するワクチン接種、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援を的確に実施する。

【町民の役割】

新型インフルエンザ等に関する知識を得て、感染拡大防止のための個人レベルの感染対策の実施、発生時に備えた食料品等の備蓄を行なうよう努める。

第3 各段階における対策

【発生段階】

- 1 未発生期
- 2 海外発生期
- 3 県内未発生期
- 4 県内発生早期
- 5 県内感染期
- 6 小康期

各段階における具体的な対策を主要4項目で整理

【主要4項目】

- 1 実施体制
- 2 情報収集・情報提供
- 3 予防・まん延防止
- 4 住民生活・地域経済の安定の確保

